

号 6.10.2  
3082

勞務部第四三〇八號

昭和六年九月二十八日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 殿  
社会局長 官殿  
各廳府縣長官 殿 (八大廳府縣)

東京セルロイド加工所労働争議ニ関スル件 (才四部)

要旨

一、本主八程業員ト交渉ヲ避ケ雇所ヲ移シテ再雇ヲ得ルニ至リ工場放逐ハ必スナリ

又、程業員側ハ社業ト共同ニ工場管理ヲ申出テタルモ拒絶セラレ社長ノ不承認ヲ憤慨トセ

之ノ夜ハ争議委員代表議定會ヲ召集セルガ財政逼迫ハ否ノ解決ヲ急キツナリ

且、全族日化ニ於テハ別法 (内相答下ニシテ) ノ如キ「撤」リ事ヲ報章ヲ登シ居ルニ指導者

ヲ獲得スルカ如キ事ナク洲ヲニシテ状況改善ノ連絡ヲルニ退キカハ撲滅ナリ